

## 第23期 第7回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年11月26日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区分	職 名		氏 名
委 員	会 長		堀 内 精 二
	会長代理		立 石 政 男
	委 員		古 川 今 日 志
	"		川 山 光 則
	"		田 村 義 夫
	"		柴 田 武 信
	"		黒 滝 洋 子
	"		山 縣 勝 彦
	"		菊 谷 尚 久
	"		永 瀬 めぐみ
	欠席委員		富 田 重 基
	"		尾 野 明 彦
	"		伊 藤 大 作
	"		東 信 行
	"		竹ヶ原 公
県 側	水産振興課	副 参 事	野 月 浩
	水産振興課	主 幹	高 橋 宏 和
	水産振興課	技 師	澤 田 篤
	鰺ヶ沢水産事務所	所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所	総括主幹	相 坂 幸 二
事 務 局	事務局長		三 橋 潤一郎
	主幹専門員		長 谷 川 清
	技 師		傳 法 利 行

#### 4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第7回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項3件が予定されており、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

##### 委 員

（「異議なし」の声あり。）

##### 堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、古川委員と川山委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

##### 三橋事務局長

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**三橋事務局長**

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

**堀内会長**

それでは、県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課 野月副参事**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**水産振興課 野月副参事**

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から説明させていただきます。

資料の方は2ページ目から御覧いただければと思います。

これまでのとおり、漁業魚種、そして、漁業を営む者の資格、それから許可又は起業の認可をすべき漁業者の数等につきまして説明させていただきます。

2枚目、最初なんですけども、こちら、漁業魚種が、かれい固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、むつ市に住所を有する者ということで、むつ市漁協の2隻を想定してございます。

3ページ目の方に目を移していただきまして、こちらの方は、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第45号の共同漁業権漁場の組合員行使権者ということで、平内町漁協の1隻となつてございます。

めくっていただいて4ページから7ページの方に目を移していただきまして、こちらの方が、漁業魚種が、小型いか釣り漁業のやりいかでございます。

4ページ目は、2段に分かれておりまして、上段は中泊町に住所を有する者として、小泊と下前漁協の組合員で36隻、下段の方は、三厩漁協の組合員で3隻となってございます。

5ページ目の方に続きますと3段になっておりまして、一番上の上段の方は、奥戸漁協で9隻、中段が大間漁協で14隻、下段が風間浦漁協の易国間ですけども、こちらは1隻となってございます。

続いて、6ページ目の方に目を移していただきて、こちらも3段に分かれておりますけども、上段が風間浦漁協の下風呂支所で8隻、中段が野牛漁協で11隻、そして、下段が尻屋漁協で15隻となってございます。

7ページの方に移りますと、こちらは、上段が白糠漁協で19隻、下段が泊漁協で34隻となってございます。

県の方からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

### **堀内会長**

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

なお、発言は議事以外にわたらぬよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願ひいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

### **川山委員**

はい。会長。

### **堀内会長**

はい。

### **川山委員**

やりいか漁ですけども。2月1日から4月30日までになっているんですけども。これは、真いかとの混獲はどうなんですか、やりいかと。今年は、2月過ぎても、真いか、結構、釣れてあったんですけども。この辺は、大丈夫なんですか。

### **水産振興課 澤田技師**

はい。会長。

### **堀内会長**

はい。

### 水産振興課 澤田技師

水産振興課の澤田です。

5トン以上の小型するめいか釣り漁業では、3月31日まで採捕停止となっているんですけど、やりいかの許可を持って、やりいかを目的として釣りに行っている場合であれば、混獲するめいかが掛かった場合には、生存個体を放流すれば問題はないので、放流していただければ問題はありません。

よろしくお願ひします。

### 堀内会長

よろしいでしょうか。

### 川山委員

はい。

放流、結構なんですけども。放流しても、殆ど生きていませんよね。

確か、今年2月には、真いか、結構、あがってあったんですけども。うちの方、小泊で。これ、今からそういうのをきちんとしておかないと、また、今の騒ぎになっているような問題になりかねませんので、そこら辺はちゃんと詰めて、県の方で詰めて話し合いをしておいた方がいいと思います。以上です。

### 堀内会長

県の方、よろしいでしょうか。

皆さん、何か、その他、御質問、御意見はないでしょうか。

### 委 員

(「ありません」の声あり。)

### 堀内会長

それでは、ないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願ひいたします。

次に議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

### 三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書 特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年11月7日付け青水管第1960号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

### 堀内会長

県の方から補足説明があればお願ひいたします。

### 水産振興課 澤田技師

はい、会長。

### 堀内会長

はい。

### 水産振興課 澤田技師

それでは、私の方から、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について補足説明いたします。

3ページ目を御覧ください。

こちらは、令和7年11月7日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群に関する、令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整

委員会の意見を聽かなければならぬこととなつておりますので、貴委員会へ諮詢するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まあじ及びまいわし太平洋系群についての当初配分は、現行水準となつております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものとなります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量は示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令がかかるものではないんですけども、県から助言指導を行うことがありますので、その点も御理解ください。

かたくちいわし太平洋系群については、令和7管理年度から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始していますが、本来であれば、令和8管理年度からステップ2に移行する予定となつてきましたが、ステップ2に進む前に解決すべき課題という部分が解決されなかつたことを理由として、令和8管理年度もステップ1に取り組むこととなります。

その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となつております。これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量総量の中で管理するものとなつています。

TAC管理のステップアップの考え方については、4ページ目を御覧ください。

TAC管理のステップ1においては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認、情報収集体制の確立、魚種ごとの管理に対する取組の実施が目的とされております。

ステップ1においても、採捕停止命令等がかかるものではありませんので、御理解ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## 堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたお願ひいたします。

## 委員

(「なし」の声あり。)

## 堀内会長

すみません、私の方から。

3ページのかたくちいわし太平洋系群は、ステップ1からステップ2に行かなかつたと。これの主な原因、どういう内容でしょう。

**水産振興課 澤田技師**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**水産振興課 澤田技師**

ステップ1からステップ2に移行する前に、繰り入れや留保の設定であったり、あと融通の部分というところを、どういうふうにしていくかというのを関係者内で解決しようということになったんですけども。水産庁の方で、スケジュールありきで進めていたということもあって、他の魚種への対応などで、なかなか、かたくちいわしに対する検討が進まず、具体的な答えが出せなかつたことから、まだ、そこが解決できなかつたということで、ステップ1を継続というふうなことになっています。以上です。

**堀内会長**

分かりました。

ありがとうございます。

それでは、何か他に御質問、御意見はありますか。

**委 員**

(「なし」の声あり。)

**堀内会長**

それでは、御意見等ないようですので、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

**委 員**

(「異議なし」の声あり。)

**堀内会長**

それでは、議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたしま

す。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に報告事項①について、県から報告を求めます。

**水産振興課 澤田技師**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**水産振興課 澤田技師**

県水産振興課の澤田です。

私から、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、補足説明させていただきます。

お配りしております報告事項の資料、①の資料を御覧ください。

県の方では、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和7年1月7日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、佐賀県との大型魚と小型魚の交換となり、佐賀県から30キログラム未満の小型魚4トンの融通を受けて、346.4トンから4.0トン増えて、350.4トン。30キログラム以上の大型魚4トンを融通し、784.2トンから4.0トン減少して、780.2トンとなっております。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する、同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮詢せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮詢し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

補足説明は以上です。

**堀内会長**

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見は。

**川山委員**

はい。

**堀内会長**

はい。

**川山委員**

もう決まってしまった話なんで、しょうがないかも分からないんだけども。まぐろそのものは、これから大型魚を狙って高いところにあって、今まで小型魚、我慢したところがあるんですよね。小型魚の方を譲られて、大型魚を譲ってやれば、今まで我慢していた意味がなくなるんですよ。

全然、漁師のことを理解していないやり方。海区にかけなくもいって、今になっているかも分からないけども。漁業者の話を聴いてやったんだか、どんだんだか分からないけども、私、聞くところによると、まだ決められた頭数までいっていないのは、今、大型魚の高いところを狙って我慢しているんだと。10月頃の話でしたけどもね。

小さいの譲られて、大きいの譲ってやっても、まるで意味ない話だと思いますけども。今後の参考のために。

**水産振興課 澤田技師**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**水産振興課 澤田技師**

担当から聞いているのは、深浦漁協さんから大型魚2トン、尻労漁協さんから大型魚2トンというふうなことで、合計4トンの大型魚を佐賀県の小型魚と交換しているんですけども。これにあたっては、うちの方で勝手にというふうなところではなくて、漁協の方で確認をとって手続きさせていただいているということを補足させていただきます。

**堀内会長**

その他、何か御意見はないでしょうか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、それでは、報告事項②について、県から報告を求めます。

**水産振興課 高橋主幹**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

**水産振興課 高橋主幹**

水産振興課の高橋です。

私の方からは、報告事項の②という資料をもとに、令和6年の漁業権漁業における資源管理状況等についての報告ということで、報告させていただきます。

こちらですけども、漁業法第90条第2項の規定により、海区漁業調整委員会に報告することとなっております。

内容については、2ページ以降、A3判であるんですけど、各漁協ごと、免許されている漁協ごとの漁業種類、その操業状況と組合員の行使権者の数等が示されているものです。

2ページから6ページに関しましては、共同漁業権、7ページが区画漁業権、最後、8ページが定置漁業権のそれぞれの報告となっております。

詳細な説明につきましては、省略させていただきますけども、こちらは、各漁協の第1種、第2種の免許の内容について、漁業の名称、対象の所属機関、操業状況といったしまして、操業隻数、漁獲量、漁獲金額、当初状況等について記しております。

ページが多岐にわたっておりますので、詳細については省略させていただきます。説明は以上となります。

**堀内会長**

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はないでしょうか。

**委 員**

(「ありません」の声あり。)

**堀内会長**

それでは、御質問、御意見がないようですので、報告事項③について、事務局から報告を求めます。

**事務局 長谷川主幹専門員**

はい、会長。

**堀内会長**

はい。

## 事務局 長谷川主幹専門員

事務局の長谷川です。

報告事項③を御覧ください。

日本海ブロック会議会議の概要についてです。

先月、10月23日 島根県松江市のホテル白鳥で堀内会長、尾野委員、そして私の3名が出席いたしました。

会議の概要としまして、

1つ目として、令和7年度の国への要望活動の結果について、詳細な説明がございました。資料の方については、皆さんの方にお渡し済みです。

2つ目として、8年度の要望事項についてです。

議題の項目ごとに、各海区からの提案理由、要旨等の説明を行い、全ての項目について、8年度の要望事項として採択されました。

当西部海区からは、「太平洋マグロの資源管理について」及び「沿岸資源の適正な利用について」の2つの項目を堀内会長が説明し、採択されたところです。

3つ目として、来年度のブロック会議ですけども、秋田県で開催することが了承されました。

概要については、以上でございます。

## 堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はないでしょうか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第7回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時55分